

バヌツールの紀念像
に義捐す可也

するの程度に達したるを示して國民の信用に關するみ
と亦少小ならざるに於てをや敢て朝野士人の一考を促
すものなり

○學生の感

二年一ヶ月の娼妓 北海道北見國宗谷郡稚内
女コノ(十三年一ヶ月)を小樽の貨座へ娼妓に
とせしも既定の年齢に達せざるより戸長役場か
し戸籍寫なる生年の明治十六年を明治十三年と
々手帳を過ぎて首尾よく娼妓と爲し其後札幌の
に就きして出稼ぎ居りしが其事遂に發覺して去
日に拘留されたるよし

「近う進め、何事ぢや
胸襟むねとびらいて、隨まことに聞きして
なり。押嵐は涙なみだを搾しづつ
「何事なにごとをあらか、一大だい
れて筋すじ模も範はんと致いた
と今更いまよるながら、袂そでより
外ほかに授ゆ棄きてね。知事ちじは
「面白おもしろい奴やつぢや、好すし
や一大だい事ごととは。
それには答こたへずして、
「明日處刑ひのうしゆけいとするて、い
「本當ほんとうぢや、井上いのう樹じゆの
は先づさきづそれの方ほうを處しよ

第三十三回 嵐あそば
それは他家の見ぞ、と言聞かされど耳には入らず。強て取戻さんとすれば齒と鳴し髪と拗つて、怒立ち泣狂ふに、押嵐は持餘して新兵術に乞ひ、仁左衛門の末子をば、暫しけ綱の傍に置くみどりなし。蛇に見込まれたる蛙と新兵術は裏れがりしが、左はなくてれ綱の容子は、此時より驚付きの見えて、子を既みに餘念もなく、終日家の内に在りて、最初にも荒廃するのみのなくなりたるに、押嵐は喜びて、好し一日も早く此見の父を助けねばならぬ。

されど不慣なるは、獨り仁左衛門が身の上に限らざるべし。絃昇と走りたる井上村の十七人、それが豪族の慾歎に何れか無劣のあるべきに非か。一人助くる

○鐵道布設部出張所の設置　北海道廳内に設されたる鐵道布設部にては去る二十日より拓殖鐵の起點たるべき空知太郎ち石狩國空知郡瀧川村へ同張所を設置したる由なれば遠からず工事に着手すべしと云ふ

○實業教育費補助　文部省にては實業教育費補助法に依り三重縣度會郡大湊町立大湊工業補習學校則を認可し開校の月より向ふ五箇年間一箇年五百圓、滋賀縣伊香郡木之本村外十箇村組合立伊香農業補習學校則并に授業料額及び徵收方法を認可し開校の月より向ふ五箇年間年金百五十圓、鹿児島縣鹿兒島市立女子徒弟學校則并に授業料額及び徵收方法を認可し開校の月より向ふ五箇年間年金一千五百圓各々交付する旨去る二十二日指令したりと云ふ

○神戸市内の回歸熱　一時神戸市内の貧民窟を流れる回歸熱も其後追々減少し同下一日の新患者八人となりし處去る二十二日兵庫縣常葉中學校の生徒中二名の同患者を生じたれば一時廿五日より地方衛生會を勧め警防法を講義したる筈なり

○大分縣の水害　太分地方は去る二十日前後兩三日の大潮にて大分川・大野川等一丈四五尺増水し大分町字大道町は二十日の夜より浸水三四尺に及び又東新町も翌二十一日より一尺餘浸水せる由にて同縣下一般の農作物は麥畠二業を始め一般に莫大の損害を與へられたる如きであるが、去る年の秋種より六歩方の減少ならんと云ふ地盤せんと、或ひ居る種にして耕種等の事なしと聞く

七
の
書

新道出上校五葉學國語

所の評議は略々定まりて、別けて十七人が首謀たる罪は、誰一人容るゝものもなきに、傍よりは間ノ川一味の者ども、吾睨んだる罪人を逃すとではなし、早く處刑せよと促し讀なり。例令ひ押風に四十八手の術はありども、ふの評定に筋斗打たせて、肩すかしに投返さんふと思ひもあらじ。

有罪の押風も思案に暮れて見えしが、何は櫻一揆の根源を知らばや、と乾兒と井上、高井野に放つて、隠る隈なく探らせなれど、別に仕出したるふどもなくてゐる中、仁左衛門等の處刑は、愈々明日に定まれりとの評判は、警鐘の如く押風の胸に轟き渡れり。

「何明日死刑をするぞ、そりや大變だ、斯うやつては居られぬ、

と目の色褪へて、彼は家を飛出せしが、そのまゝ知事が役宅に駆け付けて、

「知事様は居るか、

と門前より喰き込みぬ。見れば駒を釣上げて聚く口を結び、氣は渾身して髪も立ちたんとす。腰尾の丈に番引巻つて、ヅカ〜と玄関を踏鳴す摸範の振舞、容赦はならぬと、門番扱は取次の役人も、前後より陣ふると、

「何事だ、その

と叱咤する。詰めて心付いて舌を下し、折腰に膝を並べて、兩手を合ひ、頭を深々と眼より、城アリ〜と時な

らぬ白面を擡る。

七
の
書

新道出上校五葉學國語

所の評議は略々定まりて、別けて十七人が首謀たる罪は、誰一人容るゝものもなきに、傍よりは間ノ川一味の者ども、吾睨んだる罪人を逃すとではなし、早く處刑せよと促し讀なり。例令ひ押風に四十八手の術はありども、ふの評定に筋斗打たせて、肩すかしに投返さんふと思ひもあらじ。

有罪の押風も思案に暮れて見えしが、何は櫻一揆の根源を知らばや、と乾兒と井上、高井野に放つて、隠る隈なく探らせなれど、別に仕出したるふどもなくてゐる中、仁左衛門等の處刑は、愈々明日に定まれりとの評判は、警鐘の如く押風の胸に轟き渡れり。

「何明日死刑をするぞ、そりや大變だ、斯うやつては居られぬ、

と目の色褪へて、彼は家を飛出せしが、そのまゝ知事が役宅に駆け付けて、

「知事様は居るか、

と門前より喰き込みぬ。見れば駒を釣上げて聚く口を結び、氣は渾身して髪も立ちたんとす。腰尾の丈に番引巻つて、ヅカ〜と玄関を踏鳴す摸範の振舞、容赦はならぬと、門番扱は取次の役人も、前後より陣ふると、

「何事だ、その

と叱咤する。詰めて心付いて舌を下し、折腰に膝を並べて、兩手を合ひ、頭を深々と眼より、城アリ〜と時な

らぬ白面を擡る。